

平成28年第5回 飯塚市議会会議録第6号

平成28年12月22日（木曜日） 午前10時00分開議

○議事日程

日程第21日 12月22日（木曜日）

第1 市長の緊急報告

1 12月22日付新聞報道について

第2 各常任委員会委員長報告

1 総務委員長報告（質疑、討論、採決）

- (1) 議案第125号 平成28年度飯塚市一般会計補正予算(第6号)
- (2) 議案第138号 飯塚市税条例の一部を改正する条例
- (3) 議案第143号 飯塚市集会所及び生活館条例の一部を改正する条例
- (4) 議案第150号 財産の譲渡(幸袋西町集会所建物)
- (5) 議案第159号 専決処分の承認(平成28年度飯塚市一般会計補正予算(第5号))
- (6) 議案第160号 平成28年度飯塚市一般会計補正予算(第7号)
- (7) 議案第161号 平成28年度飯塚市国民健康保険特別会計補正予算(第3号)
- (8) 議案第162号 平成28年度飯塚市介護保険特別会計補正予算(第3号)
- (9) 議案第163号 平成28年度飯塚市後期高齢者医療特別会計補正予算(第2号)
- (10) 議案第164号 平成28年度飯塚市地方卸売市場事業特別会計補正予算(第3号)
- (11) 議案第165号 平成28年度飯塚市駐車場事業特別会計補正予算(第2号)
- (12) 議案第166号 平成28年度飯塚市学校給食事業特別会計補正予算(第2号)
- (13) 議案第167号 平成28年度飯塚市水道事業会計補正予算(第2号)
- (14) 議案第168号 平成28年度飯塚市産炭地域小水系用水道事業会計補正予算(第2号)
- (15) 議案第169号 平成28年度飯塚市下水道事業会計補正予算(第2号)
- (16) 議案第170号 飯塚市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例
- (17) 議案第171号 飯塚市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例
- (18) 議案第172号 飯塚市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例
- (19) 請願第10号 「原子力依存からの撤退を求める意見書」の提出を求める請願

2 厚生委員長報告（質疑、討論、採決）

- (1) 議案第126号 平成28年度飯塚市国民健康保険特別会計補正予算(第2号)
- (2) 議案第127号 平成28年度飯塚市介護保険特別会計補正予算(第2号)
- (3) 議案第128号 平成28年度飯塚市後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)
- (4) 議案第139号 飯塚市国民健康保険税条例の一部を改正する条例
- (5) 議案第141号 飯塚市立就学前の子どものための教育・保育施設条例の一部を改正する条例
- (6) 議案第142号 飯塚市児童センター及び児童館条例の一部を改正する条例
- (7) 議案第144号 飯塚市介護サービス事業等の人員、設備及び運営の基準等に関する条例の一部を改正する条例

- (8) 議案第146号 飯塚市病院事業条例
- (9) 議案第148号 契約の締結(若菜児童館建設工事)
- (10) 議案第149号 財産の譲渡(幸袋こども園舎)
- 3 市民文教委員長報告(質疑、討論、採決)
 - (1) 議案第133号 平成28年度飯塚市汚水処理事業特別会計補正予算(第1号)
 - (2) 議案第134号 平成28年度飯塚市学校給食事業特別会計補正予算(第1号)
 - (3) 議案第140号 飯塚市立小学校設置条例の一部を改正する条例
 - (4) 議案第151号 訴えの提起(飯塚東小学校敷の所有権確認請求)
 - (5) 議案第152号 訴えの提起(八木山小学校敷の所有権確認請求)
 - (6) 議案第153号 訴えの提起(立岩小学校敷の所有権移転登記手続請求)
 - (7) 議案第154号 訴えの提起(伊岐須小学校敷の所有権移転登記手続請求)
 - (8) 議案第155号 訴えの提起(八木山小学校敷の所有権移転登記手続請求)
 - (9) 議案第156号 訴えの提起(二瀬中学校敷の所有権移転登記手続請求)
 - (10) 議案第157号 訴えの提起(鎮西中学校敷の所有権移転登記手続請求)
 - (11) 議案第173号 飯塚市教育職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例
 - (12) 請願第9号 一条工務店及び、悠悠ホームによる大規模な太陽光パネル設置による生活環境悪化に関する請願
- 4 経済建設委員長報告(質疑、討論、採決)
 - (1) 議案第129号 平成28年度飯塚市住宅新築資金等貸付特別会計補正予算(第1号)
 - (2) 議案第130号 平成28年度飯塚市小型自動車競走事業特別会計補正予算(第2号)
 - (3) 議案第131号 平成28年度飯塚市地方卸売市場事業特別会計補正予算(第2号)
 - (4) 議案第132号 平成28年度飯塚市駐車場事業特別会計補正予算(第1号)
 - (5) 議案第135号 平成28年度飯塚市水道事業会計補正予算(第1号)
 - (6) 議案第136号 平成28年度飯塚市産炭地域小水系用水道事業会計補正予算(第1号)
 - (7) 議案第137号 平成28年度飯塚市下水道事業会計補正予算(第1号)
 - (8) 議案第145号 飯塚市公営企業の設置等に関する条例
 - (9) 議案第158号 市道路線の認定
- 第3 第2次総合計画基本構想特別委員長報告(質疑、討論、採決)
 - 1 議案第147号 第2次飯塚市総合計画の基本構想
- 第4 議員提出議案の提案理由説明、質疑、討論、採決
 - 1 議員提出議案第17号 地域防災力の向上と災害に強い防災拠点の整備を求める意見書の提出
 - 2 議員提出議案第18号 地方議会議員の厚生年金への加入を求める意見書の提出
 - 3 議員提出議案第19号 安心な社会保障と強い地域経済を構築するための地方財政措置を求める意見書の提出
- 第5 請願の訂正
 - 1 請願第10号 「原子力依存からの撤退を求める意見書」の提出を求める請願
- 第6 報告事項の説明、質疑
 - 1 報告第28号 専決処分(市道上の車両損傷事故に係る損害賠償の額を定めること及びこれに伴う和解)
 - 2 報告第29号 専決処分(市道上の車両損傷事故に係る損害賠償の額を定めること及びこれに伴う和解)

- 3 報告第30号 専決処分の報告(市道上の車両損傷事故に係る損害賠償の額を定めること及びこれに伴う和解)
- 4 報告第31号 専決処分の報告(交通事故に係る損害賠償の額を定めること及びこれに伴う和解)
- 5 報告第32号 専決処分の報告(市営住宅の管理上必要な調停の申立て)
- 6 報告第33号 専決処分の報告(市営住宅の管理上必要な和解の申立て)

第7 署名議員の指名

第8 閉会

○会議に付した事件

議事日程のとおり

○議長(鯉川信二)

これより、本会議を開きます。

市長、副市長より、本日付の新聞報道について、それぞれ報告したい旨の申し出がっておりますので、これをお受けします。市長。

○市長(齊藤守史)

このたびは、私並びに田中副市長がマージャンをしていたことにつきまして、新聞報道、また、陳情が提出されました。市政に対する信頼を大きく損なわせてしまったことに、心よりおわびを申し上げます。また市内業者が同席をしていたことについても事実でございますが、単なる昔からの旧知の知人であり、便宜供与を図ったことは一切ございません。しかしながら、自分の軽率な行動で、市議会の皆様、また市民の皆様に変な迷惑とご心配をおかけしましたことに対し心よりおわびを申し上げます。今後は、市政に対する信頼回復に向けて、これまで以上に全力を傾けてまいりたいと考えております。このたびは、誠に申しわけございませんでした。

○議長(鯉川信二)

副市長。

○副市長(田中秀哲)

ただ今、齊藤市長から報告並びに陳謝をさせていただきました件について、私のほうからも重ねておわびをさせていただきたいと思っております。このたび、私の軽はずみな行動により、議会の皆様、市民の皆様に変な迷惑とご心配をおかけし、まことに申しわけありませんでした。今回の件は、齊藤市長が申し上げましたとおりでございますが、市内業者が同席していたことについては、私も旧知の知人ですが、便宜供与等の不正を図ったということは一切ないということを、私からも重ねて申し上げます。今後は、齊藤市長とともに、市政に対する信頼回復に向け、これまで以上に全力を傾け、真摯に取り組んでまいりたいと考えております。このたびはまことに申しわけありませんでした。

○議長(鯉川信二)

報告が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありますか。7番 川上 直喜議員。

○7番(川上直喜)

齊藤市長と田中副市長にお尋ねをいたします。実は、私には早朝より、県外の知人の方からも、市内はもとよりですけれども、多数問い合わせないし、飯塚市政はどうなっておるのかという悲しみ、怒りの声が届いています。共産党は、この問題に徹底的にメスを入れて、清潔、透明といっているわけですから、そういう市政回復のためにがんばれという声であります。

実は、齊藤市長の手によって、現在、来年度以降10年間の市の総合計画、第2次総合計画策定が行われており、本日その基本構想が議案として出されて、採決の予定であります。今後のこ

とで言えば、一般会計、特別会計、企業会計合わせて1300億円ということですので、10年間とせば、飯塚市の扱う財政規模は1兆円をはるかに超える。したがって、投資的経費、普通建設費を初めとして非常に大きなお金が動くわけです。こうした中で、内容を正しく、政策を正しくすると同時に、市政運営に当たって清潔、透明が強く要求される、そのときであります。過去を振り返ってみても、ほぼ同額、あるいはそれ以上の、1兆円を超す税金が使われたわけなんですけれども、その10年間の間に齊藤市長は初代の市長、今3期目で3年目ということですから。副市長については、その半ばからということで、二人三脚で来られたわけでありまして。

飯塚市政、市民の生命、財産を守る、福祉の増進に全力を挙げるべき、この市長、副市長が、このような姿で報道され、しかもその事実の一部についてはお認めになったという状況だと思っております。飯塚市民は今どういう思いで飯塚市政を見ておられるのかということをお尋ねしたいんです。

昨年の12月18日、12月議会の最終日でした。このときに、議員と市長三役の資産公開を廃止することを中心とする政治倫理条例の改正というのが、私に言わせれば強行されたわけなんですけれども、そして1年後、本日のこのような姿になっている。地方自治、住民自治の基本である二元代表制ですから、監視機関としての議会、一方で執行機関としての市長がこのようなありさままで、飯塚市民は今どういう思いでおるといってお考えか、市長、副市長にお尋ねしたいと思います。

○議長（鯉川信二）

市長。

○市長（齊藤守史）

今、最初の御挨拶の中で、本当に遺憾に感じ、今後の市政に対する思いと申しますか、務めを、全力を挙げて傾注したいという御挨拶をさせていただきましたけれども、この問題に関しては、心からおわびを申し上げたいと思います。これから、それが続くということではございませんし、そういうことを反省しているという形でのおわびをしているわけでもございまして、皆さんに対して申しわけないということでは、今のところは、回答というのか、お話しはできない、できないと言いはおかしいですが、ご理解いただきたいということでございまして。

（ 発言する者あり ）

○議長（鯉川信二）

傍聴人をお願いいたします。静粛をお願いいたします。副市長。

○副市長（田中秀哲）

齊藤市長の点と似たような格好になるかもわかりませんが、過去に起こした一部の事実については、正しようがございせんが、今後は、こういうことについては、先ほど答弁いたしましたけど、全力を挙げて、過去のことは取り消せませんけども、信頼回復に向けて、そして全力で市政に取り組んでいきたいというふうに思っております。

○議長（鯉川信二）

7番 川上直喜議員。

○7番（川上直喜）

齊藤市長にお尋ねしますが、去る決算特別委員会で、10月31日、私が、平恒の嘉飯山砂利建設による市有地の不法占拠に至る市の仕事のありようについては極めて異常であると、それについては事実関係を調査し、最高責任者、市長の責任で必要な懲戒も行えというふうに質問し、さらに赤坂調整池建設めぐり、数々の法違反を行い、そして最終的に2億円もの巨費を投じて手にしたのは、撤去すれば8億円もかかる産廃の入った土地と、鉛は74区画で、10区画以上で基準値を超えているという姿、これについても行政の仕事の仕方について事実関係を調査し、責任あるものを懲戒基準に照らして措置するべきだと。それについては、最高責任者がみずから責任を取る立場がなければならないという質問をした折に、齊藤市長は、自分が最高責任者なの

で市民におおびをされると言い、退職することを宣言すると言われました。それは今も変わっていないと思うわけです。

こうした中で、今回、この問題が生じてるんだけど、実は昨日陳情が出ております。これは議員に配付されておりますけども、副市長の職務に関する陳情ということで、きょう報道があった内容に沿って、議会として調査され、市民に報告していただきますよう陳情するという内容になってるんですよ。この陳情者、飯塚市南尾61番地、坂平聖治氏ということになっているんだけど、この方は、平恒の市有地を不法に占拠して、今、飯塚市長が土地の明け渡し訴訟を闘ってるその相手側の会長ですよ。そして、共産党の主張にもかかわらず、あなた方は不動産侵奪罪で刑事告訴をずっと避けてきている。工事の仮処分申請についても適当でないなどと言ってやらない。こういう非常に緊張感のない裁判を闘っている相手なんです。その相手がどういうふうに撮ったかわからないけども、あなた方が雀荘に出入りしている映像を撮って、議会に届けてきてるわけです。この状態について西日本新聞、あなた方認めたわけだけでも、誰かが仕掛けたと思うというふうに、副市長言われていますね。この、今回のこの記事、あなた方が本当に誰かが仕掛けたと思うのであればね、どういうふうに思っているのか、議会に対して、市民に対して、まず説明をしてもらいたいと思います。

○議長（鯉川信二）

副市長。

○副市長（田中秀哲）

この誰かが仕掛けたと思うという発言、私のほうがいたしましたけども、これは推測ですので、証拠があるわけではございません。ただ、この仕掛けられたという意味は、我々がいることによって非常に仕事がやりにくい人がおられるかもわかりませんし、厳しく対応することに不利益をこうむるという方がおってあるかもわかりませんが、ただ、それは、私の思いであって、あれだこれだという確証があるわけではございませんので、それは、そういう意味です。ただ、そういうこと、長年、係争中の事案もあれば、それ以外の事案もございます。そういうことを総称してこの時期に何でかなと、それと実は、平日の時間内に行っていたというのは、ことしの1月の下旬、要するに、そこで大いに私も反省をいたしまして、これでは大変脇が甘かった、これではいけないということで、それ以来は時間内には一切行っていませんし、だから、過去の分が許されるという話ではございませんけども、それからは、平日は5時以降ではないとやっておりますし、後は土曜、日曜にしたということは事実でございます。ただ、誰が仕掛けたかというのは私の思いであって、証拠があるということではございません。

○議長（鯉川信二）

7番 川上直喜議員。

○7番（川上直喜）

過去、福岡市長が、職員であれば、勤務時間中にレクリエーションに行っていたということで、陳謝した経過があります。先ほど、齊藤市長の最初の報告の中では、マージャンをしていたということでした。しかし、西日本新聞の記事を認めると言いながら、なぜマージャンをしていたというふうに言うのか。これは事の重大さがわかっていないということではないかと思うんです。かけマージャンをしていたわけでしょう。マージャンとかけマージャンの見境がつかない。そういう最初の報告だったと思います。これは、かけないとおもしろくないとか、この後に及んで堂々と言っておられるわけです。金額についてはこの程度は許容範囲と。自分で決めるかというのが市民の声ですよ。では、幾らだったら悪いんですか。これは、公職にある者の立場とは両立し得ない言葉だと思います。市民の中には、資産公開が廃止されたとはいえ、政治倫理条例、政治倫理基準があるんだから、これに照らして、市民は排除したかもしれないけれども、とにかく審査会があるから、ここに当ててくれと、審査してくれという声もあるかもしれません。しかし、齊藤市長、マージャンとは違うんです。かけマージャンをしているわけです。しかも、最高幹部

がそろって、そして業者も来ている。ここに、新聞には書いていないけれども、どういうほかに政治家が来ているのかいないのか、ほかの業者が来ているのかいないのかということも問われてくるわけです。つまり、政治倫理基準をはるかに超えた法違反の問題が生じていることについて自覚がないのではないかと思いますけれども、いかがですか。

○議長（鯉川信二）

副市長。

○副市長（田中秀哲）

かけマージャンかマージャンかということでございますが、我々がやっていたメンバーというのは一定の相手があるところどころ変わるわけでも何でもございませぬ。6人から7人くらいの中で、一つのゲーム感覚と言いますか、そこでかけマージャン、私自身も、かけマージャンという疑問が若干あるんですが、こういうのが言いわけになるかもわかりませんが、1年間トータルしてみれば、大体、みんな勝ったり負けたりとんとんで、ストレスの解消をやった分だけよかったなというのが大体大方の、各年で言えばですね、ですから、誰々が一人勝ちしたとか、誰が一人負けしたとかということじゃなくて、メンバーも一定の旧知の知人ばかりであって、その中でやっておるもんですから、そして、結果として1年間通してみれば、波があって、1年通してみれば、大体とんとんだなというのが結果として多いから、そういう意味でのどちらかと言えばゲーム感覚で、やっぱり、ストレス解消というのをメインに思ってやってたもんですから、私は、そういう発言があったと思うし、私もある程度同様な意見を持っておるんですけど、それが答えになるかどうかわかりませんが、そういう感じで、やっていたということでございます。

○議長（鯉川信二）

7番 川上直喜議員。

○7番（川上直喜）

先ほど言いましたように、過去10年間で3会計1兆円を超える。その中で、市長ほか三役というのは非常な権限を持ち、行使してきただろうと思うんですね。市長は10年間、副市長はその後、途中からということになりますけれども、その前は誰がいたんですかってことになってくると、有力な立場にある方としては事業管理者ですよ、上下水道事業管理者。この方が引退後もあなた方と自分の店で6、7人しかいないと副市長おっしゃったんだけど、その中のメンバーとして、マージャンを打っていたと思われませんか。そこだから。そうするとね、公共工事の発注に重大な影響を及ぼす人物が10年間にわたり、高い国民健康保険税に市民が苦しみ、どうかならないかと言っているときに、あるいは保育所に子どもが入れなくて苦しんでいる、そういうときにあなた方は、そういう権限のあるものが集まってかけマージャンをしていたことについての自覚、本当に薄いんじゃないですか。とんとんならいいんですか。

○議長（鯉川信二）

副市長。

○副市長（田中秀哲）

今、私と市長については報道ありましたけども、先ほど質問議員が言われた固有名詞が出ましたけども、事業管理者といいますか、は一切入っておりませんし、だから、そういう間違っただけは、できるだけ発信は控えていただきたいと思いますし、事業管理者についてはそういう場では、我々、一度も一緒にそういうマージャンをしたことはございません。

○議長（鯉川信二）

7番 川上直喜議員。

○7番（川上直喜）

元っていうんですかね、その事業管理者があなた方とマージャンをかけてやったかどうかというのは問題でないでしょう。彼の自宅並みの雀荘でやったわけでしょう。それが問題でしょう。自覚が薄いですよ、やっぱり。公職にあるものの立場と両立するんですか、これは。

○議長（鯉川信二）

副市長。

○副市長（田中秀哲）

私は、若干、勘違いをしていた面がございます。今の、現事業管理者というふうな質問をされたかと。元、それは間違いありません。ただ、実はやってる場所というのは、御存じのように、元事業管理者というのは市の我々のOBでございます。そのOBの方が、我々も市長もあまりアルコールも、夜もお酒飲みませんから、なかなかストレスの場ではないだろうと。しかし、そういう、マージャンをある程度するという事は御存じでしたから、そういう場所を提供しようと。だから、そこでストレスを解消しろということで、わざわざ、それもやめてあった、場所的には自宅ではなくて、結果的には近くの旧、されていたそこに機械を置いて、知った者、いわゆる旧知のメンバーだけで固定してやれば、ほかにお客は一切来ないし、もちろん今言われるように、それがいいということではございませんが、一定の中で何の関係もない者ばかりでストレス解消をやればいいじゃないかという善意のことでスタートしただけであって、その中でその方とどうだとか政治的な話をするとか、そのメンバーといろんなその、今回、指定管理について挙がっておりますが、そういう話は一切しない人という。だからやってきたということでございます。その中でいろんな政治的な話、不正的な話があつておれば、これはもう質問者が言われるように大変大きな問題と思っておりますが、その先輩が我々に対して、なかなか土曜、日曜あるいは夜出ることあるだろうと、なかなかそのストレス解消する場がないなど、だから自分が用意してやるから、そこである程度気心の知れたメンバーとやればストレス解消になるんじゃないかということで、その場を提供していただいたというのが実態でございます。

○議長（鯉川信二）

7番 川上直喜議員。

○7番（川上直喜）

かけマージャンをやる場所を提供する。それが飯塚市、過去の半分の間、事業管理者として、公共工事発注に大きな権限を持っていた方の持ちもので、かつ現在も特定の建設会社の顧問のような仕事をし、今日も上下水道局に出入りしているとすれば、どういうことになりますか。あなた方は何でもないんだというようなことを言いたいようですけれども、博打をしてる場所を提供してるわけですよ。そして、6、7人だからいいとかいう話じゃないですよ。それだけ濃厚な関係になるわけですから。これはあなた方が思っているような道義的な問題にもとどまらない、刑法にかかわる問題です。しかも、それは賭博だけではないですよ。そのほかのことにもかかわる可能性や危険性がある。それで、この際、共産党市議団として議長に申し上げたいのは、政治倫理審査を求めるとするのは当たり前だけれども、飯塚市議会として、この問題の調査特別委員会を設置すること、そして、その結果に基づいて法的な措置をとることを提案し、求めたいというふうに思います。

以上を述べて、私の発言を終わります。

○議長（鯉川信二）

今おっしゃいました、本件についての議会对応につきましては、今後議員の皆さんと協議しながら進めてまいりたいと考えておりますので、本日のところはご了承願います。よろしいですか。ほかに質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑を終結いたします。本件についてはご了承願います。

各常任委員会に付託しておりました、「議案第125号」から「議案第146号」までの22件、「議案第148号」から「議案第173号」までの26件、「請願第9号」及び「請願第10号」、以上50件を一括議題といたします。

最初に、総務委員長の報告を求めます。22番 城丸秀高議員。

○22番（城丸秀高）

総務委員会に付託を受けました議案18件及び請願1件について、審査した結果を報告いたします。

「議案第125号 平成28年度飯塚市一般会計補正予算（第6号）」については、執行部から、補正予算書に基づき補足説明を受け、審査いたしました。

その質疑応答の主なものとして、歳入、繰越金について、補正前と比べ、金額が約3倍となっているが、当初予算の積算が過度に低かったのではないかということについては、プレミアム商品券や企業誘致関連の補助金等、経済対策に関する交付金や大型事業における執行残などが生じたことが要因であるという答弁であります。

次に、繰越明許費について、防災行政無線（同報系）設備更新工事の廃止理由は何かということについては、本事業は、庄内地区の防災行政無線のデジタル化を行うものであるが、調査設計を行った結果、子局を建てる工事よりも、親局のシステム改修を行うほうが事業の主体となり、委託料として計上することとなったもので、事業そのものが廃止されるものではないという答弁であります。

次に、土木総務費、大規模建築物耐震改修促進事業費補助金について、減額補正となった経緯はどのようなものかということについては、この事業は、市内に存在する大規模建築物のうち、法律により耐震改修工事を行う必要がある施設所有者に対し、その費用の一部を補助するものであり、本市では2施設が該当しているが、1施設に関しては設計が完了しておらず、今年度の補助金執行が見込めないということで、当該施設に関連する予算を減額するものであるという答弁であります。

以上のような審査の後、委員の中から、保育所待機児解消に効果的な対策がないにもかかわらず、臨時保育士の予算が削減されていること、待機児増加の背景にある公立保育所の民営化にかかわる予算があること、予算計上の経過に不透明感を否めないものがあることなどにより、本案に反対であるという意見が出され、採決を行った結果、本案については賛成多数で、原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、「議案第138号 飯塚市税条例の一部を改正する条例」については、執行部から議案書に基づき補足説明を受け、審査した結果、委員の中から市税収入が減少するおそれのある条例改正は認めがたく、本案に反対であるという意見が出され、採決を行った結果、本案については賛成多数で、原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、「議案第143号 飯塚市集会所及び生活館条例の一部を改正する条例」及び「議案第150号 財産の譲渡（幸袋西町集会所建物）」、以上2件については、関連があるため一括議題とし、執行部から、議案書に基づき補足説明を受け、審査した結果、いずれも原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、「議案第159号 専決処分の承認（平成28年度飯塚市一般会計補正予算（第5号）」については、執行部から、補正予算書に基づき補足説明を受け、審査した結果、承認すべきものと決定いたしました。

次に、「議案第160号 平成28年度飯塚市一般会計補正予算（第7号）」、「議案第161号 平成28年度飯塚市国民健康保険特別会計補正予算（第3号）」、「議案第162号 平成28年度飯塚市介護保険特別会計補正予算（第3号）」、「議案第163号 平成28年度飯塚市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）」、「議案第164号 平成28年度飯塚市地方卸売市場事業特別会計補正予算（第3号）」、「議案第165号 平成28年度飯塚市駐車場事業特別会計補正予算（第2号）」、「議案第166号 平成28年度飯塚市学校給食事業特別会計補正予算（第2号）」、「議案第167号 平成28年度飯塚市水道事業会計補正予算（第2号）」、「議案第168号 平成28年度飯塚市産炭地域小水系用水道事業会計補正予算（第2号）」、「議案第169号 平成28年度飯塚市下水道事業会計補正予算（第2号）」及び「議案第172号 飯

塚市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例」、以上11件につきましては、関連があるため一括議題とし、執行部から、補正予算書及び議案書に基づき補足説明を受け、審査した結果、いずれも原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、「議案第170号 飯塚市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例」及び「議案第171号 飯塚市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例」、以上2件については、執行部から、それぞれ議案書に基づき補足説明を受け、審査した結果、いずれも原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、「請願第10号 「原子力依存からの撤退を求める意見書」の提出を求める請願」については、慎重に審査するというので、継続審査とすることに決定いたしました。

以上をもちまして、審査結果の報告を終わります。

○議長（鯉川信二）

総務委員長の報告に対して、質疑を許します。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑を終結いたします。

討論を許します。討論はありませんか。7番 川上直喜議員。

○7番（川上直喜）

日本共産党の川上直喜です。私は、ただいま総務委員長報告のうち、議案第125号及び議案第138号に反対し、第125号については、討論を行います。

平成28年度飯塚市一般会計補正予算（第6号）について反対する理由の第1は、深刻化する保育所待機児解消に緊急で効果的な対策がないばかりか、待機児の増加の背景にある公立保育所の民営化を進める予算補正があるからです。待機児解消の緊急対策は、市が公立保育所を保護者のニーズに沿って確保し、正規職員として保育士を募集することが決定打とわかっているのに決断せず、地域の保育士の処遇悪化につながっていることが明らかな公立保育所の民営化を継続し、推進するのは余りに無反省で無責任であります。この際、私は、責任者が12月1日現在で140人に上る待機児と子育て世代の切実な訴えを直接聞いて、この異常な事態の緊急打開のために必要な財政出動の決断を強く求めるものであります。

反対する理由の第2は、現庁舎改修と穂波、筑穂の庁舎と連携して利用すれば十分に住民サービスを提供できるのに、現在地の隣に新庁舎建設を強引に進め、利息を入れて110億円もの莫大なお金を投入することにかかわる新たな借金があるからであります。巨大な新庁舎建設は市中心部への一極集中の流れをつくり、拠点連携型まちづくりの名によって農村部など周辺部の住民サービス低下をさらに進める危険があります。そもそも飯塚、穂波、筑穂、庄内、颯田の1市4町の合併に当たり、新市の名称を飯塚市とすることと並んで、新庁舎を建設するときは穂波地内とするという、最重要合意である協定A項目に永遠に違反し続け、将来に禍根を残すものであることを厳しく指摘するものであります。

以上で私の討論を終わります。

○議長（鯉川信二）

ほかに討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

討論を終結いたします。

採決いたします。議題中、「議案第125号 平成28年度飯塚市一般会計補正予算（第6号）」の委員長報告は原案可決であります。委員長報告のとおり決することに賛成の議員はご起立願います。

（起立）

賛成多数。よって、本案は原案可決されました。

次に、「議案第138号 飯塚市税条例の一部を改正する条例」の委員長報告は、原案可決で

あります。委員長報告のとおり決することに賛成の議員はご起立願います。

(起 立)

賛成多数。よって、本案は原案可決されました。

次に、「議案第143号 飯塚市集会所及び生活館条例の一部を改正する条例」及び「議案第150号 財産の譲渡(幸袋西町集会所建物)」、以上2件の委員長報告はいずれも原案可決であります。委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

ご異議なしと認めます。よって、本案2件はいずれも原案可決されました。

次に、「議案第159号 専決処分の承認(平成28年度飯塚市一般会計補正予算(第5号))」の委員長報告は承認であります。委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

ご異議なしと認めます。よって、本案は承認されました。

次に、「議案第160号 平成28年度飯塚市一般会計補正予算(第7号)」、「議案第161号 平成28年度飯塚市国民健康保険特別会計補正予算(第3号)」、「議案第162号 平成28年度飯塚市介護保険特別会計補正予算(第3号)」、「議案第163号 平成28年度飯塚市後期高齢者医療特別会計補正予算(第2号)」、「議案第164号 平成28年度飯塚市地方卸売市場事業特別会計補正予算(第3号)」、「議案第165号 平成28年度飯塚市駐車場事業特別会計補正予算(第2号)」、「議案第166号 平成28年度飯塚市学校給食事業特別会計補正予算(第2号)」、「議案第167号 平成28年度飯塚市水道事業会計補正予算(第2号)」、「議案第168号 平成28年度飯塚市産炭地域小水系用水道事業会計補正予算(第2号)」、「議案第169号 平成28年度飯塚市下水道事業会計補正予算(第2号)」、「議案第170号 飯塚市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例」、「議案第171号 飯塚市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例」及び「議案第172号 飯塚市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例」、以上13件の委員長報告はいずれも原案可決であります。委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

ご異議なしと認めます。よって、本案13件はいずれも原案可決されました。

次に、「請願第10号 「原子力依存からの撤退を求める意見書」の提出を求める請願」の委員長報告は、継続審査であります。委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

ご異議なしと認めます。よって、本件は継続審査とすることに決定いたしました。

次に、厚生委員長の報告を求めます。16番 吉田健一議員。

○16番 (吉田健一)

厚生委員会に付託を受けました議案10件について、審査した結果を報告いたします。

「議案第126号 平成28年度飯塚市国民健康保険特別会計補正予算(第2号)」については、執行部から補正予算書に基づき補足説明を受け、審査いたしました。

その質疑応答の主なものとして、歳入の国民健康保険税の減額補正の要因は何かということについては、本年4月の地方税法施行令の一部改正による軽減対象範囲の拡大に伴い軽減世帯が増加したことや、10月からの短時間労働者への被用者保険の適用拡大による被保険者数の減などが要因であるという答弁であります。

以上のような審査の後、委員の中から、滞納者への被保険者資格証明書や短期被保険者証の交付を行っていることには反対であるため、本案に反対であるという意見が出され、採決を行った結果、本案については賛成多数で、原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、「議案第127号 平成28年度飯塚市介護保険特別会計補正予算(第2号)」については、執行部から補正予算書に基づき補足説明を受け、審査した結果、委員の中から保険料の滞納

者がサービス利用時に負担が増す制度となっているため、本案に反対であるという意見が出され、採決を行った結果、本案については賛成多数で、原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、「議案第128号 平成28年度飯塚市後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)」については、執行部から補正予算書に基づき補足説明を受け、審査した結果、委員の中から高齢者を差別する本制度には反対であるため、本案に反対であるという意見が出され、採決を行った結果、本案については賛成多数で、原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、「議案第139号 飯塚市国民健康保険税条例の一部を改正する条例」については、執行部から議案書に基づき補足説明を受け、審査した結果、原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、「議案第141号 飯塚市立就学前の子どものための教育・保育施設条例の一部を改正する条例」及び「議案第149号 財産の譲渡(幸袋こども園舎)」、以上2件については、関連があるため一括議題とし、執行部から議案書に基づき補足説明を受け、審査いたしました。

その質疑応答の主なものとして、民営化に向けての移行作業は、どのような状況なのかということについては、現在までに3回、移行先の三和会とこども園の保護者会で協議を行っている。また、三和会の園長と保育士が6月から交代で来園し、現在の職員と一緒に保育を行うなど、移行に向けた作業は順調に進んでいると考えているという答弁であります。

次に、土地は有償で貸し付けをするということであるが、どの程度の期間を想定しているのかということについては、30年間は有償貸し付けとする契約としており、現段階では、その後についても、有償貸し付けを行うように考えているという答弁であります。

以上のような審査の後、委員の中から、公立保育所の民営化には反対であるため、本案2件に反対であるという意見が出され、採決を行った結果、本案2件については、いずれも賛成多数で、原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、「議案第142号 飯塚市児童センター及び児童館条例の一部を改正する条例」については、執行部から議案書に基づき補足説明を受け、審査いたしました。

その質疑応答の主なものとして、小中一貫校の建設で、幸袋と目尾、楽市と平恒の小学校は、それぞれ一つになるが、児童館を2カ所に分散することは検討しなかったのかということについては、子どもたちの安全を考えると、児童館は、学校の敷地内に設置することが最適であると考えているという答弁であります。

以上のような審査の後、委員の中から、児童館が大規模化されることにより、子どもたちの安全確保に不安があるため、本案に反対であるという意見が出され、採決を行った結果、本案については、賛成多数で、原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、「議案第144号 飯塚市介護サービス事業等の人員、設備及び運営の基準等に関する条例の一部を改正する条例」については、執行部から議案書に基づき補足説明を受け、審査した結果、原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、「議案第146号 飯塚市病院事業条例」については、執行部から議案書並びに「平成28、29年度組織機構図比較表」の資料に基づき補足説明を受け、審査した結果、委員の中から、医療費の抑制と病院の収益を上げることは相反することから、組織機構を変更することであるが、市民の健康、命を守るという立場に立てば、このような理由により変更する必要はないと考えるため、本案に反対であるという意見が出され、採決を行った結果、本案については、賛成多数で、原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、「議案第148号 契約の締結(若菜児童館建設工事)」については、執行部から議案書に基づく補足説明、並びに12月13日の本会議において審査要望のあった事項についての説明を受けた後、審査いたしました。

まず、審査要望のあっておりました、今回の工事の参加要件は、S I等級の業者ではなく、I等級の業者を条件として設定しているが、品質確保及び品質管理ができるのかということに

については、飯塚市競争入札参加者格付基準第6条で、S I等級の設定要件はI等級に格付された者の中で「I等級の格付基準点数を100点以上上回る」こと、かつ「I等級の上位から2分の1までの者」という要件があるが、I等級の業者で手持ちのない対象業者の総合点数は、S I等級の基準点数を上回っていたこと、また本工事の概要等を踏まえ、業者選考委員会で審議した結果、品質確保及び品質管理はできると判断したものであるという答弁であります。

次に、大型発注が続き、建設業者が少ない中、なぜこの時期に児童館を建設する必要があったのかということについては、現状では、校舎の一部を借りて児童クラブを運営しており、子どもたちが体育館へ移動する際には、駐車場を通らなければならないこともあり、安全面も考慮し、早急に建設をしなければならないという思いから、年度当初から建設したい考えであったが、現場協議や運動会、修学旅行などの学校行事等の関係から、この時期まで発注ができなかったものであるという答弁であります。

以上のような審査の後、委員の中から、談合はなかったということであるが、100%入札は認めがたく、本案に反対であるという意見が出され、採決を行った結果、本案については、賛成多数で、原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

以上をもちまして、審査結果の報告を終わります。

○議長（鯉川信二）

厚生委員長の報告に対して、質疑を許します。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑を終結いたします。

討論を許します。討論はありませんか。8番 宮嶋つや子議員。

○8番（宮嶋つや子）

日本共産党の宮嶋つや子です。ただいまの厚生委員長報告のうち、議案第139号については賛成の立場から、議案第126号、議案第127号、議案第128号、議案第141号、議案第142号及び議案第146号、議案第148号、議案第149号に反対の立場から討論を行います。

議案第139号 飯塚市国民健康保険条例の一部を改正する条例は、保険税の減額を定めるものです。同一世帯で一方が後期高齢者医療に移行した場合、5年間を特定世帯と言い、平等割が50%減額になり、さらに3年間を特定継続世帯と言い、平等割が75%減額になります。平等割額2万8500円が7割軽減では1万9950円となり、特定継続世帯の場合は75%の減額ですから、1万4962円50銭となります。これまでは、この50銭を切り捨てて、1万4962円を減額していましたが、1万4962円では7割減額したことにならないので、少数点以下は切り上げるべきだとの解釈から、減額を1万4963円に改めるものです。5割軽減についても同様の計算により減額する額が引き上げられます。本改正により、高過ぎる国民健康保険税が少しでも軽減されるため、賛成とします。

議案第126号 飯塚市国民健康保険特別会計補正予算は、国保税の減額補正は軽減対象範囲の拡大に伴い、軽減世帯の増加と短時間労働者への被用者保険の適用による被保険者数の減少の反映によるものです。しかし、高過ぎる国保税のため1年間通用する正規の保険証を取り上げられ、資格証や短期証になっており、反対です。

議案第127号 飯塚市介護保険特別会計補正予算は、高過ぎる保険料が払えなければ、利用料の負担がふえる仕組みになっており、したがって、必要な人が、必要な介護が受けられない仕組みが続いており、反対です。

議案第128号 飯塚市後期高齢者医療特別会計補正予算は高過ぎて払えなければ、短期保険証が発行されています。そもそも高齢になれば、持病を持った方も多くなります。短期証では病院にかかれず、病気が悪化し、手おくれになったりというケースも心配されます。また、現役並み世帯では、世帯の全員が3割負担となるなど、負担増が押しつけられています。もともとこの

医療制度は75歳以上の高齢者を囲い込んで差別する制度であり、反対です。

議案第141号 飯塚市立就学前の子どものための教育・保育施設条例の一部を改正する条例と、議案第149号 財産の譲渡（幸袋こども園舎）については、幸袋認定こども園を社会福祉法人三和会に民間委譲し、園舎を無償譲渡するものです。140人の待機児童を抱え、その対応について論議し、保育士不足の解消のためにも、公立保育所の大切さが論じられているところであり、幸袋認定こども園の民営化は認められません。

議案第142号 飯塚市児童センター及び児童館条例の一部を改正する条例は、幸袋と目尾、楽市と平恒の児童クラブを統合するものです。幸袋児童センターは131人、楽市と平恒が統合した穂波東児童館は195人と大規模になり、子どもたちの安全確保について不安があり、反対です。

議案第146号 飯塚市病院事業条例は、これまでの飯塚市病院事業の設置に関する条例を2つに分けて、後半部分の会計事務の処理、指定管理者による管理、外来診療の休診日、海外診療の受付時間、利用料金・手数料の収入及び徴収、利用料金及び手数料の減免、飯塚市立病院管理運営協議会、委任、についてこの条例で制定するものです。医療費の抑制と病院の収益を上げることは相反するとして、前半部分の病院事業を新たに設置する企業局のもとに置くという、組織機構の変更に基づくものであるとの説明である。しかし、市民の健康、命を守るという立場に立てば、このような変更は必要ありません。もともとの条例の15条にある飯塚市立病院管理運営協議会については、我が党は既に、第1に、委員に弁護士ほか患者と市民及び病院職員の立場にある人を3人ずつ早急に加えること。第2に、管理運営協議会では、必ず市民意見、提案について報告し、協議を行うこと。第3は、市民や病院職員に開かれた活動と運営改善を図ること。この3点を提案しているところであります。

議案第148号 契約の締結（若菜児童館建設工事）は、現在、若菜小学校の児童クラブは空き教室で行われており、遊戯室がなく、体育館に移動するには駐車場を通らなくてはならず危険であることから、専用の施設を建設することには賛成である。しかし、今回の入札は2者入札で、三協技建株式会社が予定価格の100%で入札、株式会社サカヒラも同じく100%で入札し、くじ引きで三協技建株式会社が落札しました。このような入札結果は認められません。

以上で、私の討論を終わります。

○議長（鯉川信二）

ほかに討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

討論を終結いたします。

採決いたします。議題中、「議案第126号 平成28年度飯塚市国民健康保険特別会計補正予算(第2号)」の委員長報告は原案可決であります。委員長報告のとおり決することに賛成の議員はご起立願います。

（起立）

賛成多数。よって、本案は原案可決されました。

次に、「議案第127号 平成28年度飯塚市介護保険特別会計補正予算(第2号)」の委員長報告は原案可決であります。委員長報告のとおり決することに賛成の議員はご起立願います。

（起立）

賛成多数。よって、本案は原案可決されました。

次に、「議案第128号 平成28年度飯塚市後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)」の委員長報告は原案可決であります。委員長報告のとおり決することに賛成の議員はご起立願います。

（起立）

賛成多数。よって、本案は原案可決されました。

次に、「議案第139号 飯塚市国民健康保険税条例の一部を改正する条例」の委員長報告は原案可決であります。委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

ご異議なしと認めます。よって、本案は原案可決されました。

次に、「議案第141号 飯塚市立就学前の子どものための教育・保育施設条例の一部を改正する条例」の委員長報告は原案可決であります。委員長報告のとおり決することに賛成の議員はご起立願います。

(起立)

賛成多数。よって、本案は原案可決されました。

次に、「議案第142号 飯塚市児童センター及び児童館条例の一部を改正する条例」の委員長報告は原案可決であります。委員長報告のとおり決することに賛成の議員はご起立願います。

(起立)

賛成多数。よって、本案は原案可決されました。

次に、「議案第144号 飯塚市介護サービス事業等の人員、設備及び運営の基準等に関する条例の一部を改正する条例」の委員長報告は原案可決であります。委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

ご異議なしと認めます。よって、本案は原案可決されました。

次に、「議案第146号 飯塚市病院事業条例」の委員長報告は原案可決であります。委員長報告のとおり決することに賛成の議員はご起立願います。

(起立)

賛成多数。よって、本案は原案可決されました。

次に、「議案第148号 契約の締結(若菜児童館建設工事)」の委員長報告は原案可決であります。委員長報告のとおり決することに賛成の議員はご起立願います。

(起立)

賛成多数。よって、本案は原案可決されました。

次に、「議案第149号 財産の譲渡(幸袋こども園舎)」の委員長報告は原案可決であります。委員長報告のとおり決することに賛成の議員はご起立願います。

(起立)

賛成多数。よって、本案は原案可決されました。

暫時休憩いたします。

午前11時 5分 休憩

午前11時15分 再開

本会議を再開いたします。

次に、市民文教委員長の報告を求めます。11番 守光博正議員。

○11番 (守光博正)

市民文教委員会に付託を受けました、議案11件及び請願1件について、審査した結果を報告いたします。

「議案第133号 平成28年度飯塚市汚水処理事業特別会計補正予算(第1号)」及び「議案第134号 平成28年度飯塚市学校給食事業特別会計補正予算(第1号)」、以上2件については、執行部から、それぞれ補正予算書に基づき補足説明を受け、審査した結果、いずれも原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、「議案第140号 飯塚市立小学校設置条例の一部を改正する条例」については、執行

部から議案書に基づき補足説明を受け、審査した結果、原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、「議案第151号 訴えの提起(飯塚東小学校敷の所有権確認請求)」、「議案第152号 訴えの提起(八木山小学校敷の所有権確認請求)」、「議案第153号 訴えの提起(立岩小学校敷の所有権移転登記手続請求)」、「議案第154号 訴えの提起(伊岐須小学校敷の所有権移転登記手続請求)」、「議案第155号 訴えの提起(八木山小学校敷の所有権移転登記手続請求)」、「議案第156号 訴えの提起(二瀬中学校敷の所有権移転登記手続請求)」及び「議案第157号 訴えの提起(鎮西中学校敷の所有権移転登記手続請求)」、以上7件については、関連があるため一括議題とし、執行部から議案書に基づき補足説明を受け、審査いたしました。

その質疑応答の主なものとして、今回、7件について同時期に提訴することとなったのはなぜかということについては、過去に小中一貫校頼田校の校舎敷や旧菰田中学校のグラウンド敷における同様の議案審議に際して、他の教育財産も適切に整理すべきという指摘を受けていたこと、県の緊急雇用創出事業臨時特例基金事業を活用した土地家屋調査士養成の一環として全件調査を実施したことで案件を整理できたことにより、今回の議案提出となったという答弁であります。

この答弁を受けて、他の施設にもこういった状況があれば、時間の経過とともに費用もふえると考えるので、早期に対応すべきであるとの指摘がなされました。

以上のような審査の結果、本案7件については、いずれも原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、「議案第173号 飯塚市教育職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例」については、執行部から議案書に基づき補足説明を受け、審査した結果、原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、「請願第9号 一条工務店及び、悠悠ホームによる大規模な太陽光パネル設置による生活環境悪化に関する請願」については、紹介議員より趣旨説明を受け、審査いたしました。

紹介議員に対する質疑応答の主なものとして、添付された決議案に開発中止を求めるとあるが、林地開発の許可権者は県である。本市が開発を中止できる方法ができたのかということについては、市が開発を中止する権限はないが、市民の安心、安全、財産を守るという立場から、市は開発に反対の声を上げるべきであるという答弁であります。

次に、より多くの委員の賛同が得られるような決議案への変更等の協議に応じられるかということについては、細かい文言訂正はあり得るかもしれないが、住民の意見は一致しており、あくまでも開発の中止を求めるといってお願ひしたいという答弁であります。

次に、林地開発の許可権者である県に対しては、同様の請願を提出しているのかということについては、提出していないという答弁であります。

次に、本請願に緑ヶ丘自治会が臨時総会を開催し決議したとあるが、その賛否の状況は把握しているかということについては、具体的な数字は把握していないという答弁であります。

次に、本件全般に関する質疑応答の主なものとして、一条工務店の開発に関して、現地での開発状況及び執行部が工事着工前に事業者に開催を求めるとしていた住民説明会の開催はどうなっているのかということについては、工事は着工されておらず、住民説明会も開催されていないという答弁であります。

次に、悠悠ホームの開発に関して、県に対する林地開発許可の申請状況はどうなっているのかということについては、本年9月に申請を行ったとの報道があっていたが、県に確認したところ、12月12日付で、一旦申請が取り下げられているとのことだったという答弁であります。

次に、3月18日に市議会が決議した「大規模太陽光発電設備の立地に関する決議」において、国や県に対し、周辺的环境、景観への影響を考慮した適正な立地が行われるよう、具体的な法整備について今まで以上に要望活動を行うことを求めたが、その後、要望活動として行われたことは何か、また、その成果はあったのかということについては、4月14日に開催された第130

回福岡県市長会総会において、本市より法整備を要望する議案を提出し、これを受け、県市長会より国に対して要望書が提出されている。今後も引き続き、強く働きかけていきたいと考えているが、今のところ成果と言えるようなものは確認できていないという答弁であります。

以上のような審査の後、本件については、慎重に審査するというところで、継続審査とすることに決定いたしました。

以上をもちまして、審査結果の報告を終わります。

○議長（鯉川信二）

市民文教委員長の報告に対して質疑を許します。質疑はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑を終結いたします。

討論を許します。討論はありますか。8番 宮嶋つや子議員。

○8番（宮嶋つや子）

日本共産党の宮嶋つや子です。ただいまの市民文教委員長報告のうち、議案第140号及び議案第151号より議案第157号までの7件について、反対の立場から討論します。

議案第140号 飯塚市立小学校設置条例の一部を改正する条例は、来年4月から目尾小学校と幸袋小学校を幸袋小学校とし、楽市小学校と平恒小学校を穂波東小学校とするものです。しかし、穂波東小学校はまだ施設ができ上がっていません。現在、平恒小学校では、旧校舎の大規模改造工事と体育館建設工事が行われています。体育館が使用できるようになるのは来年の12月から、運動場も工事エリアとなり、来年11月まで約半分しか使用できないのです。体育館や運動場を使う行事や授業は、B&Gの施設や楽市小学校の施設を利用するというのです。楽市校区の子どもたちは、交通量が多くて危険な旧国道200号線やJRの踏切を渡って通学しなければならないのに、教育委員会として十分な調査も検討もしていません。その上、授業のためにB&Gや楽市小学校へ移動させるのです。教育委員会は、子どもの安全をどう考えているのでしょうか。なぜ子どもたちを完成していない学校へ押し込めるのか。このように急ぐべきではない。子どもたちの安全が確保されていないため、反対です。

議案第151号から議案第157号までの7件は、学校教育を行うためには、現状において特段の不都合は聞かれていません。必要と認めないため、賛成できません。

以上で、私の討論を終わります。

○議長（鯉川信二）

ほかに討論はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

討論を終結いたします。

採決いたします。議題中、「議案第133号 平成28年度飯塚市汚水処理事業特別会計補正予算(第1号)」及び「議案第134号 平成28年度飯塚市学校給食事業特別会計補正予算(第1号)」、以上2件の委員長報告はいずれも原案可決であります。委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

ご異議なしと認めます。よって、本案2件はいずれも原案可決されました。

次に、「議案第140号 飯塚市立小学校設置条例の一部を改正する条例」の委員長報告は、原案可決であります。委員長報告のとおり決することに賛成の議員はご起立願います。

（起立）

賛成多数。よって、本案は原案可決されました。

次に、「議案第151号 訴えの提起(飯塚東小学校敷の所有権確認請求)」の委員長報告は、原案可決であります。委員長報告のとおり決することに賛成の議員はご起立願います。

（起立）

賛成多数。よって、本案は原案可決されました。

次に、「議案第152号 訴えの提起(八木山小学校敷の所有権確認請求)」の委員長報告は、原案可決であります。委員長報告のとおり決することに賛成の議員はご起立願います。

(起 立)

賛成多数。よって、本案は原案可決されました。

次に、「議案第153号 訴えの提起(立岩小学校敷の所有権移転登記手続請求)」の委員長報告は原案可決であります。委員長報告のとおり決することに賛成の議員はご起立願います。

(起 立)

賛成多数。よって、本案は原案可決されました。

次に、「議案第154号 訴えの提起(伊岐須小学校敷の所有権移転登記手続請求)」の委員長報告は、原案可決であります。委員長報告のとおり決することに賛成の議員はご起立願います。

(起 立)

賛成多数。よって、本案は原案可決されました。

次に、「議案第155号 訴えの提起(八木山小学校敷の所有権移転登記手続請求)」の委員長報告は、原案可決であります。委員長報告のとおり決することに賛成の議員はご起立願います。

(起 立)

賛成多数。よって、本案は原案可決されました。

次に、「議案第156号 訴えの提起(二瀬中学校敷の所有権移転登記手続請求)」の委員長報告は、原案可決であります。委員長報告のとおり決することに賛成の議員はご起立願います。

(起 立)

賛成多数。よって、本案は原案可決されました。

次に、「議案第157号 訴えの提起(鎮西中学校敷の所有権移転登記手続請求)」の委員長報告は、原案可決であります。委員長報告のとおり決することに賛成の議員はご起立願います。

(起 立)

賛成多数。よって、本案は原案可決されました。

次に、「議案第173号 飯塚市教育職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例」の委員長報告は原案可決であります。委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

ご異議なしと認めます。よって、本案は原案可決されました。

次に、「請願第9号 一条工務店及び、悠悠ホームによる大規模な太陽光パネル設置による生活環境悪化に関する請願」の委員長報告は継続審査であります。委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

ご異議なしと認めます。よって、本件は継続審査とすることに決定いたしました。

次に、経済建設委員長の報告を求めます。10番 永末雄大議員。

○10番 (永末雄大)

経済建設委員会に付託を受けました、議案9件について審査した結果を報告いたします。

「議案第129号 平成28年度飯塚市住宅新築資金等貸付特別会計補正予算(第1号)」、「議案第130号 平成28年度飯塚市小型自動車競走事業特別会計補正予算(第2号)」、「議案第131号 平成28年度飯塚市地方卸売市場事業特別会計補正予算(第2号)」、「議案第132号 平成28年度飯塚市駐車場事業特別会計補正予算(第1号)」、「議案第135号 平成28年度飯塚市水道事業会計補正予算(第1号)」、「議案第136号 平成28年度飯塚市産炭地域小水系用水道事業会計補正予算(第1号)」及び「議案第137号 平成28年度飯塚市下水道事業会計補正予算(第1号)」、以上7件については、執行部から補正予算書に基づき補足説明を受け、審査した結果、いずれも原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、「議案第145号 飯塚市公営企業の設置等に関する条例」については、執行部から議案書及び「平成28、29年度組織・機構図比較表」等に基づき補足説明を受け、審査した結果、原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、「議案第158号 市道路線の認定」については、執行部から議案書に基づき補足説明を受け、審査した結果、原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

以上をもちまして、審査結果の報告を終わります。

○議長（鯉川信二）

経済建設委員長の報告に対して質疑を許します。質疑はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑を終結いたします。

討論を許します。討論はありますか。7番 川上直喜議員。

○7番（川上直喜）

私は、ただいまの経済建設委員長報告のうち、議案第130号及び議案第145号に反対の立場から討論を行います。

平成28年度飯塚市小型自動車競走事業特別会計補正予算（第2号）は市の公営ギャンブルであるオートレース事業を、利潤追求が第一の民間企業に包括的に一括委託した反映があるために、今回補正予算は認めることができません。

飯塚市公営企業の設置等に関する条例は、これまで、上下水道局にあった水道事業会計、下水道事業会計、工業用水事業会計の3事業会計に平成20年度の開設から9年間、市長部局にあった病院事業会計を加えて4つの事業会計を、新たに設置する企業局のもとに置くものです。病院事業については、国の行財政改革路線による筑豊労災病院廃止方針に対し、地域医療を守れという地域住民の願いと戦いの末に、地方自治体として本市が市立病院として存続させる決意を固めたものであります。東京に本部を置く地域医療振興協会を30年契約で指定管理者としてスタートし、この間、地域医療に大きな貢献をしている一方で、指定管理者が全国で国と地方の病院事業からの撤退を補う形でみずからが運営する医療機関を急速に拡大する中で、本市の市立病院の現場では医療水準や労働実態について、深刻で重大なさまざまな矛盾を抱えてきたことが既に明らかになっており、巨額の税金を投入してリニューアルオープンしようとする現在、その抜本的な改善が求められているところであります。今回の機構改革の提案が、この課題に挑戦するにふさわしい体制であるかの検討が必要であります。結論から言えば、従来の飯塚市病院事業の設置等に関する条例にあるとおり、「市民の健康保持に必要な医療を提供する」（第1条）、「常に企業の経済性を発揮するとともに、公共の福祉を増進するように運営されなければならない」

（第3条）、の目的達成と現在の課題への挑戦のためには、市長部局の能力向上と体制充実を図り、病院事業に関する機構はこれまでどおりとすることが最も合理的であると考えます。今回の機構変更に関する市の説明のうち、行財政改革による機構整備は何らまともな内容がなく、市長部局は複式簿記が苦手だからと述べるに至っては、その無気力を批判せざるを得ません。また、市長部局のもとでは、医療費抑制の政策と病院収益を上げる政策の矛盾を抱え続けることになるので病院経営を切り離すとの安易な説明については、市民の健康保持に必要な医療を提供することが地域の医療、保健、福祉、介護、栄養、運動などと緊密に連携して行われて、初めて受診を抑制するやり方ではない本来の医療費の抑制ができるのであり、この考え方は、市の健幸都市づくりの方針と合致するものであります。その健幸都市づくりの推進のためには、市立病院は市長部局のもとにおいて、市の能力向上と体制充実を図ることが急がれるのであり、また、市の安易な発想の延長線上には、指定管理期間の終了後の民間委託や民間譲渡さえも心配され、今回の機構変更を認めることはできません。

以上で私の討論を終わります。

○議長（鯉川信二）

ほかに討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

討論を終結いたします。

採決いたします。議題中、「議案第129号 平成28年度飯塚市住宅新築資金等貸付特別会計補正予算(第1号)」の委員長報告は原案可決であります。委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

ご異議なしと認めます。よって、本案は原案可決されました。

次に、「議案第130号 平成28年度飯塚市小型自動車競走事業特別会計補正予算(第2号)」の委員長報告は、原案可決であります。委員長報告のとおり決することに賛成の議員はご起立願います。

(起立)

賛成多数。よって、本案は原案可決されました。

次に、「議案第131号 平成28年度飯塚市地方卸売市場事業特別会計補正予算(第2号)」、「議案第132号 平成28年度飯塚市駐車場事業特別会計補正予算(第1号)」、「議案第135号 平成28年度飯塚市水道事業会計補正予算(第1号)」、「議案第136号 平成28年度飯塚市産炭地域小水系用水道事業会計補正予算(第1号)」及び「議案第137号 平成28年度飯塚市下水道事業会計補正予算(第1号)」、以上5件の委員長報告は、いずれも原案可決であります。委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

ご異議なしと認めます。よって、本案5件はいずれも原案可決されました。

次に、「議案第145号 飯塚市公営企業の設置等に関する条例」の委員長報告は、原案可決であります。委員長報告のとおり決することに賛成の議員はご起立願います。

(起立)

賛成多数。よって、本案は原案可決されました。

次に、「議案第158号 市道路線の認定」の委員長報告は原案可決であります。委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

ご異議なしと認めます。よって、本案は原案可決されました。

第2次総合計画基本構想特別委員会に付託していました「議案第147号」を議題といたします。第2次総合計画基本構想特別委員長の報告を求めます。24番 道祖 満議員。

○24番(道祖 満)

本特別委員会に付託を受けていました「議案第147号 第2次飯塚市総合計画の基本構想」について、審査した結果を報告いたします。

本案については、執行部から議案書並びに提出資料に基づき補足説明を受け、審査いたしました。

その質疑応答の主なものとして、「第I編 序論」、「第1章 はじめに」、「4 計画策定の基本的な考え方」、「(3) 自治体経営に活用できる計画」において、「自治体運営」ではなく「自治体経営」としているのはなぜかということについては、市民ニーズが多様化する中、平成12年の地方分権一括法施行により、地方自治体が自主的、総合的に地域行政を実施する役割を求められるようになり、自治体の経営という概念が広がったものである。本計画においても、行政が主体的に運営していくという意味を込めて、自治体経営としたという答弁であります。

次に、「第2章 計画策定の背景」、「1 飯塚市の特性」、「(4) 社会的特性」について、3つの特性を挙げているが、このほかに、食糧、地域経済、文化・教育、自然環境保全といったまちづくりの中で大きな役割を果たす農業基盤の存在を取り上げるべきではないのかということ

については、本市の農業は約3千ヘクタールの農地面積を有し、良質な農産物が生産できる寒暖差のある気候や恵まれた水資源など、地理的、自然的に優れているものの、高齢化による就業人口の減少、担い手・後継者の不足、耕作放棄地の増加などが顕著であることから、社会的特性としてではなく、基本計画の中で、現状と課題として記載しているという答弁であります。

この答弁を受けて、厳しい現状に置かれているものの、祖先がつくり上げてきた豊かな農業基盤という特性を外すべきではないという検討要望が出されました。

次に、「(7) 財政の状況と財政見通し」について、「公共施設のあり方を検討し」との記載があるが、どのように検討していくのかということについては、公共施設は当然ながら住民福祉増進のための施設であるが、今後、全ての施設を維持し続けることは厳しい状況にあり、飯塚市公共施設等のあり方に関する第3次実施計画素案においては、今後30年間で延べ床面積を約20%削減することを目標とする基本方針を策定しているという答弁であります。

この答弁を受けて、一律に20%削減するという事は、福祉増進の拠点という視点と矛盾しているという指摘がなされました。

次に、「第Ⅱ編 基本構想」、「第1章 基本理念」、「3 まちづくりの基本理念と政策分野」、「(1) 人権を大切に市民協働のまち」について、「自主自立した協働のまちを目指します。」とあるが、自主自立という名目で市が責任を放棄するものではないのかということについては、今後のまちづくりを進めていくためには市民の役割、市民の力が必要であることから、このような表現としたという答弁であります。

次に、「第3章 将来都市構造」、「1 基本方針」について、結論として「拠点連携型の都市」を目指すとするが、コンパクトシティ化を進める中で、それ以外の地域を置き去りにしていく危険性はないのかということについては、「拠点連携型の都市」とは、商店や医療機関などさまざまな都市機能がある程度まとまった各拠点の周辺に居住環境を維持しつつ、周辺地域の方々も公共交通で移動し、拠点のサービスを利用するといった都市構造である。市全域の暮らしやすさを守っていくためにはこういった都市構造が適していると考えており、周辺地域や中山間地域を切り捨てるようなものではないという答弁であります。

以上のような審査の後、委員の中から、本基本構想が福祉増進を目的とし、基本的人権を大事にするという重要な前進をしていることは認めるが、一部において首尾一貫しない記述があり、また、基本計画において行財政改革の名のもとに住民の犠牲をいとわない数値目標を掲げ、行政サービスを放棄したり、あるいは空洞化させる危険があると考えため、本案に反対するという意見が出され、採決を行った結果、本案については賛成多数で、原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

以上をもちまして、審査結果の報告を終わります。

○議長（鯉川信二）

第2次総合計画基本構想特別委員長の報告に対して、質疑を許します。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑を終結いたします。

討論を許します。討論はありませんか。7番 川上直喜議員。

○7番（川上直喜）

私は、ただいまの第2次総合計画基本構想特別委員長報告にありました、「議案第147号 第2次飯塚市総合計画の基本構想」に反対の立場から討論を行います。

第2次総合計画を、その都市目標像「人が輝き まちが飛躍する 住みたいまち 住みつづきたいまち～共に創り 未来につなぐ 幸せ実感都市 いいづか～」に向かって正しく策定するためには、本市をめぐる社会情勢の変動とともに、第1次総合計画による市政運営について、住民福祉の増進は図られたかという視点から振り返り、教訓を明らかにしなければならないと考えます。基本構想が第Ⅰ編の序論、第1章のはじめに、その1の計画策定の趣旨において、2007

年度策定の第1次総合計画に基づく市政運営を振り返り、新しい課題への対応を決意する中で、「地方自治の本旨に基づき、住民の福祉の増進を基本に総合的かつ計画的な市政の運営を図る」と明記したことは大きな前進として認めるものであります。さらに、第Ⅱ編の基本構想、第1章基本理念、その1 都市目標像、その2 まちづくりの基本理念に続く、その3 まちづくりの基本理念と政策分野、7つの分野の第1、人権を大切に市民協働のまちの中ではあるが、基本的人権の尊重を明記したことは、主権在民、恒久平和と並んで日本国憲法の三原則を基本構想の柱に据えようとしたものと認められます。私はここで個人の尊重の重要性を強調しておきたいと思えます。私は、今「人が輝き まちが飛躍する 住みたいまち 住みつづけたいまち～共に創り 未来につなぐ 幸せ実感都市 いいづか～」という目標、また、地方自治の本旨に基づき、住民福祉の増進を基本とし、日本国憲法の三原則である基本的人権の文言を明記したことの重要性を指摘しました。そこで、今、基本構想に問われるのは、その立場が基本構想と基本計画の全体に筋を通して貫かれているかということでもあります。

第1の視点から見ますと、第Ⅰ編の序論、第1章 はじめに、その4 計画策定の基本的な考え方の中にある「自治体経営に活用できる計画」の自治体経営という表現は、市の説明によれば、地方分権と結びつき、行政が主体的に運営していくと意味を込めているとのことであります。しかし、地方自治の本旨は、住民の福祉の増進と明記した立場からは、地方自治と住民自治の理念こそが重要であり、自治体経営との表現では整合性がとれないと考えます。地方自治は、繰り返しますが、住民自治と不可分であり、市政運営という表現が正しいと考えるのであります。

第2の視点として、第2章の計画策定の背景、その1 飯塚市の特性、財政状況と財政見直しについては、現時点での税財政制度をもとに、少子高齢社会の進行、就業人口の減少などの影響を踏まえると述べて、歳入歳出とも厳しいとして、「選択と集中の視点から既存事業の見直しを図るとともに、公共施設のあり方を検討し、効率的、効果的な公共施設等の維持管理を推進するなど」との記述になっています。しかし、現実には地方交付税を国に増額させる可能性があること、借金返済は数年後のピークの後には減少すること、さらに、合わせて140億円に上る財政調整基金と減債基金は、安定的な地方財政の基金の目安を大幅に上回る計画であることなど、市財政は引き続き改善の方向に向かっていることを記述していないことは、住民の市財政に対する不安をあまり、住民要求を抑制する役割を果たしかねません。財政見直しは厳しいとの表現に続く行財政改革の記述において、公共施設について数値目標を掲げて一律に削減しようとする一面的な発想は、住民福祉の増進を基本とする立場とは整合性がとれないのであります。

第3の視点として、その2 社会潮流の変化と飯塚市の主要課題、その(3)人権課題への対応と価値観の多様化において、「わが国において、同和問題をはじめ女性、子ども、高齢者、障がい者、外国人などの人権課題が依然として存在しています。」との記述では、市はなぜ、「同和問題をはじめ」と書いているのかについて説明ができませんでした。既に国は、同和問題は特別事業も終結して久しく、一般事業への移行と終結の段階に入りつつあり、ここで「同和問題をはじめ」とする必要がありません。むしろ、地名を掲載した同和对策施設条例を温存し、また、数値目標を持って市民に押しつける人権啓発研修など、基本的人権の尊重とは整合性がとれないのであります。

第4の視点として、第Ⅱ編の基本構想、第3章の将来都市構造、その1 基本方針では、「効率的で持続可能な都市経営の観点を踏まえながら、都市と自然が調和した計画的な土地利用を推進していくとともに、地域コミュニティの維持を可能とし、環境・暮らし・活力の持続性を高める『拠点連携型の都市』を目指す」としています。結論として拠点連携型の都市を目指すというのは、現実にはコンパクトシティづくりなどと言いながら、巨大な新庁舎建設に見られるような中心市街地への一極集中をさらに進め、その一方で、中山間部など周辺地域での暮らしを著しく不便にしていくことにつながりかねません。

地方自治の本旨が住民福祉の増進にあること、基本的人権の尊重をまちづくりの土台にするこ

と、2つの点で重要な柱を立てながら、その先に述べた4つの視点の中で、述べましたように、その立場が基本構想全体には貫かれず、逆行する記述もあります。この首尾一貫性のなさは、第1に、住民福祉の増進を国の悪政の許す限りの範囲に従わせようとする傾向。第2に、無駄遣いについては、国の誘導に弱い体質。第3に、政治家、行政、業界のなれ合いによる不透明な市政運営があります。

最後に、基本構想2章、その1 計画策定の背景における本市の社会的特性については、3つの項目に並んで、第1に炭鉱閉山後からのもどかしい歩みに加え、非正規雇用形態の新たな広がりによる低所得層の新しい広がりの中から本市の役割を見据えて役割を果たすこと。また、第2に、このままでは衰滅しかねないが、正しい政策を貫けば本来は豊かな農業基盤を回復でき、食料供給、地域経済、文化・教育、自然環境保全、災害防止ほかの各分野に極めて大きな寄与ができることについて明記しておくことは、10年後の本市を展望する上で不可欠と考えます。

以上で私の討論を終わります。

○議長（鯉川信二）

ほかに討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

討論を終結いたします。

採決いたします。「議案第147号 第2次飯塚市総合計画の基本構想」の委員長報告は原案可決であります。委員長報告のとおり決することに賛成の議員はご起立願います。

（起立）

賛成多数。よって、本案は原案可決されました。

「議員提出議案第17号」を議題といたします。提案理由の説明を求めます。12番 田中裕二議員。

○12番（田中裕二）

議員提出議案第17号について、提案理由の説明をいたします。本案は意見書案であり、お手元に配付しておりますので、案文の朗読は省略し、送付先を申し述べさせていただきます。

「地域防災力の向上と災害に強い防災拠点の整備を求める意見書（案）」は、内閣総理大臣、総務大臣、国土交通大臣、内閣府特命大臣（消費者及び食品安全防災）宛てに提出したいと考えております。

以上で、提案理由の説明を終わります。

○議長（鯉川信二）

提案理由の説明が終わりました。

お諮りいたします。本案は、会議規則第36条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思っております。これに、ご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

ご異議なしと認めます。よって、本案は委員会付託を省略することに決定いたしました。

質疑を許します。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑を終結いたします。

討論を許します。討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

討論を終結いたします。

採決いたします。「議員提出議案第17号 地域防災力の向上と災害に強い防災拠点の整備を求める意見書の提出」について、原案どおり可決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

ご異議なしと認めます。よって、本案は、原案可決されました。

「議員提出議案第18号」を議題といたします。提案理由の説明を求めます。12番 田中裕二議員。

○12番（田中裕二）

議員提出議案第18号について、提案理由の説明をいたします。本案は意見書案であり、お手元に配付しておりますので、案文の朗読は省略し、送付先を申し述べさせていただきます。

「地方議会議員の厚生年金への加入を求める意見書（案）」は、衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、財務大臣、総務大臣、厚生労働大臣、内閣官房長官宛てに提出したいと考えております。

以上で提案理由の説明を終わります。

○議長（鯉川信二）

提案理由の説明が終わりました。

お諮りいたします。本案は、会議規則第36条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思っております。これに、ご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

ご異議なしと認めます。よって、本案は委員会付託を省略することに決定いたしました。

質疑を許します。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑を終結いたします。

討論を許します。討論はありませんか。8番 宮嶋つや子議員。

○8番（宮嶋つや子）

日本共産党の宮嶋つや子です。ただいまの議員提出議案第18号 地方議会議員の厚生年金への加入を求める意見書案について、反対の立場から討論を行います。

反対理由の第1は、厚生年金であれば、事業者負担分ということで自治体の負担が必要になります。飯塚市議会を考えれば、1300万円くらいだと思います。税金の支出については、議会で意見書を提出する前に、まず市民の皆さんの意見を聞くべきです。第2に、この意見書は国民年金があまりにも低すぎるために厚生年金加入を求めるという主旨です。公職にある議員としてみずからの年金問題に言及する前に、地方議員として国民年金の引き上げ、年金カットに反対して、充実を求めるべきであります。

以上で、私の討論を終わります。

○議長（鯉川信二）

ほかに討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

討論を終結いたします。

採決いたします。「議員提出議案第18号 地方議会議員の厚生年金への加入を求める意見書の提出」について、原案どおり可決することに賛成の議員はご起立願います。

（起立）

賛成多数。よって、本案は、原案可決されました。

「議員提出議案第19号」を議題といたします。提案理由の説明を求めます。6番 奥山亮一議員。

○6番（奥山亮一）

議員提出議案第19号について、提案理由を説明いたします。本案は意見書案であり、お手元に配付しておりますので、案文の朗読は省略し、送付先を述べさせていただきます。

「安心な社会保障と強い地域経済を構築するための地方財政措置を求める意見書（案）」は、内閣総理大臣、財務大臣、総務大臣、内閣府特命大臣（少子化対策男女共同参画）、内閣府特命大臣（地方創生規制改革）宛てに提出したいと考えております。

以上で、提案理由の説明を終わります。

○議長（鯉川信二）

提案理由の説明が終わりました。

お諮りいたします。本案は、会議規則第36条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思っております。これに、ご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

ご異議なしと認めます。よって、本案は、委員会付託を省略することに決定いたしました。

質疑を許します。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑を終結いたします。

討論を許します。討論はありませんか。7番 川上直喜議員。

○7番（川上直喜）

私は、意見書案第19号に反対の立場から討論を行います。

この意見書は安心な社会保障と強い地域経済を構築するための地方財政措置を求めるもので、その立場から国に4項目を求めています。このうち、第1項目、第2項目及び第4項目については同意するものですが、第3項目にまち・ひと・しごと創生事業の推進を求める内容があるために、賛成することができません。この、まち・ひと・しごと創生事業は、人口減少の歯止め、東京圏の一極集中の是正、地域の住みよい環境の確保などを目的とし、国の総合戦略に沿って、都道府県と市町村に同じような総合戦略をつくらせたものであります。本市は、さっそく国の誘導に沿ってコンサルタント会社に策定支援を委託した上で、策定期間を短縮し、大急ぎで昨年12月までにばたばたとつくり上げた経過があります。人口減少による地域衰退や東京都市圏への一極集中のゆがみを打開することは、多くの国民が切実に求めているものです。この国の創生事業はアベノミクスの効果を全国に波及させ、地域経済の好循環をもたらすということをやりたい文句にしていますが、実際は大企業の利益追求のために、雇用や医療、農業など国民の生活と権利を守ってきた規制の緩和や撤廃を全国に押しつけるのが狙いでありあります。これまでも、このような国のやり方によって地方の衰退、東京圏など都市部への異常な人口集中、低賃金・不安定・長時間労働をもたらした雇用破壊、農業や中小企業の衰退、少子化の加速が進んできたことには何の反省もないものであります。このことは環太平洋連携協定（TPP）により地域経済に打撃を与えるかわりに、カジノ解禁を進め、年金のカットを強引に押し通すやり方に、国の進める方向の危険な姿を見ることができます。安倍政権によるまち・ひと・しごと創生事業をこのまま進めることは、地域に安定した雇用を確保し、社会保障を充実して人口減少に歯どめをかける本当の意味での地域再生と活性化に逆行するものであります。よって、我が党はこの意見書案に賛成できません。

以上で、私の討論を終わります。

○議長（鯉川信二）

ほかに討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

討論を終結いたします。

採決いたします。「議員提出議案第19号 安心な社会保障と強い地域経済を構築するための地方財政措置を求める意見書の提出」について原案どおり可決することに賛成の議員はご起立願います。

（起立）

賛成多数。よって、本案は原案可決されました。

請願の訂正についてを議題といたします。

お諮りいたします。「請願第10号」については、お手元に配付しておりますとおり、請願者

から訂正したいとの申し出がありました。これを許可することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

ご異議なしと認めます。よって「請願第10号」の訂正については、許可することに決定いたしました。

「報告第28号 専決処分の報告(市道上の車両損傷事故に係る損害賠償の額を定めること及びこれに伴う和解)」、「報告第29号 専決処分の報告(市道上の車両損傷事故に係る損害賠償の額を定めること及びこれに伴う和解)」及び「報告第30号 専決処分の報告(市道上の車両損傷事故に係る損害賠償の額を定めること及びこれに伴う和解)」、以上3件の報告を求めます。
土木管理課長。

○土木管理課長(白土信靖)

報告第28号、第29号、第30号の専決処分の報告について、一括してご報告いたします。この報告は、地方自治法第180条第1項の規定に基づき、市道上の車両損傷事故にかかわる損害賠償の額を定めること及びこれに伴う和解について専決処分をいたしましたので、同条第2項の規定により報告を行うものでございます。

報告第28号、議案書の105ページをお願いいたします。本件事故は、平成28年7月13日午前8時20分ごろ、菰田地内の市道鶴三緒・徳前線において、相手方が徳前側から菰田方面へ走行中、進行方向左寄りにできたくぼみに車両左側後輪のタイヤがはまり、左側車輪のタイヤを損傷させたものです。事故によります市の過失割合は50%であり、当事者車両の損害賠償額は3495円となっております。

次に、報告第29号、議案書の107ページをお願いいたします。本件事故は、平成28年6月23日午後9時ごろ、潤野地内の市道七俵・水原線において、相手方が潤野側から大日寺方面に走行中、道路に止まっていた車両を避ける際、道路にできたくぼみに車両左側前輪のタイヤがはまり、左側前輪ホイールなどを損傷させたものです。事故によります市の過失割合は20%であり、当事者車両の損害賠償額は2万1362円となっております。

次に、報告第30号、議案書の109ページをお願いいたします。本件事故は、平成28年6月30日午後2時ごろ、潤野地内の市道太郎丸・相田線において、相手方が花瀬側から小正方面へ走行中、進行方向左寄りにできたくぼみに車両左側前輪タイヤがはまり、左側前輪タイヤ、ホイールを損傷させたものです。事故によります市の過失割合は20%であり、当事者車両の損害賠償額は4200円となっております。

道路の点検、補修につきましては、日ごろより市報などでの情報提供依頼の掲載や、職員への呼びかけ、道路パトロールなどを行い、補修箇所を発見した際には、迅速に対応しておりますが、さらに気をつけて行ってまいります。

以上簡単ではございますが、報告を終わります。

○議長(鯉川信二)

報告が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

質疑を終結いたします。

本件3件はいずれも報告事項でありますので、ご了承願います。

「報告第31号 専決処分の報告(交通事故に係る損害賠償の額を定めること及びこれに伴う和解)」の報告を求めます。保護課長。

○保護課長(渡部淳二)

報告第31号 交通事故に係る損害賠償の額を定めること及びこれに伴う和解について、ご説明いたします。

議案書の111ページをお願いいたします。この報告は地方自治法第180条第1項の規定に基づき専決処分をいたしましたので、同条第2項の規定により報告するものでございます。

事故の概要についてご説明いたします。本件事故は、平成28年9月30日金曜日午後2時20分ごろ、市内芳雄町3番83号、飯塚病院の駐車場において、保護課職員運転の公用車が、駐車場から車両を発進させた際、右前方に停車中の相手方車両と接触し、双方の車両が損傷し、相手方への対物損害賠償が発生したものでございます。相手車両の運転手は車両所有者の父親でございましたが、運転手に人身傷害はございませんでした。

事故の原因は、公用車が駐車場から発進する際に十分に周囲の安全確認を行わなかったことにごございます。

この事故につきましては、本議会前の11月2日に示談が締結され、その内容につきましては、市側が100%の過失割合とし、損傷した相手方車両に対し、修繕料13万1382円及び代車費用4万5千円を支払うというものでございます。

職員の交通事故防止につきましては、朝礼や悪天候時など、機会あるごとに指導を行ってまいりましたが、このような事故が発生しております。運転職員及び他の職員に対しましても再度、事故の再発防止を重ねて指導し、注意喚起を促したところでもございます。今後、再度このような事故が起きないように事故防止に徹底的に取り組み、所属課職員のさらなる指導強化を図ってまいります。

以上、簡単ですが、公用車による交通事故の報告を終わらせていただきます。

○議長（鯉川信二）

報告が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑を終結いたします。

本件は報告事項でありますので、ご了承願います。

「報告第32号 専決処分^{（一）}の報告(市営住宅の管理上必要な調停の申立て)」、及び「報告第33号 専決処分^{（二）}の報告(市営住宅の管理上必要な和解の申立て)」、以上2件の報告を求めます。
住宅政策課長。

○住宅政策課長（町野昌宏）

報告第32号及び第33号につきまして、地方自治法第180条第1項の規定に基づき、市営住宅の管理上必要な調停の申立て及び和解の申立てをいたしましたので、同条第2項の規定によりご報告いたします。

議案書の113ページをお願いいたします。報告第32号につきましては、市営住宅の管理上必要な調停の申立てに関するものでございます。事件の概要に記載されております1名の者は、たび重なる催告や、納入指導に応じず、住宅使用料を滞納してまいりましたが、契約を解除するに至ってもなお、誠意を示さなかったことから、福岡地方裁判所飯塚支部に、明け渡し訴訟を提起し、その判決をもって、強制執行を申し立てたところ、滞納使用料を一部納入し、和解の意思を示しました。しかしながら、滞納金額と当該世帯の支払能力とを勘案した結果、分割納入等についての協議に際し、当事者双方のみによる合意の形成が困難であることから、飯塚簡易裁判所に調停を申し立てたものでございます。

続きまして、議案書の114ページをお願いいたします。報告第33号につきましては、市営住宅の管理上必要な和解の申立てに関するものでございます。事件の概要に記載されております3名の者は、報告第32号の者と同様に、契約解除に至ってもなお、誠意を示さなかったことから、福岡地方裁判所飯塚支部に、明け渡し訴訟を提起し、その判決をもって、強制執行を申し立てたところ、滞納使用料を一部納入し、和解の意思を示しました。このため、飯塚簡易裁判所に和解を申し立てたものでございます。

今後も引き続き、支払いに誠意を示さない滞納者につきましては、公正、公平性の観点から、厳正に法的措置を行い、適正化に努めてまいります。

以上、簡単ではございますが、報告を終わります。

○議長（鯉川信二）

報告が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑を終結いたします。本件2件はいずれも報告事項でありますので、ご了承願います。

署名議員を指名いたします。12番 田中裕二議員、19番 藤浦誠一議員。

以上をもちまして、本定例会の議事日程の全部を終了いたしましたので、これもちまして平成28年第5回飯塚市議会定例会を閉会いたします。長い間お疲れさまでした。

午後 0時16分 閉会

◎ 出席及び欠席議員

(出席議員 28名)

1番	鯉川信二	15番	福永隆一
2番	松延隆俊	16番	吉田健一
3番	瀬戸光	17番	秀村長利
4番	勝田靖	18番	明石哲也
5番	光根正宣	19番	藤浦誠一
6番	奥山亮一	20番	上野伸五
7番	川上直喜	21番	田中博文
8番	宮嶋つや子	22番	城丸秀高
9番	兼本芳雄	23番	古本俊克
10番	永末雄大	24番	道祖満
11番	守光博正	25番	平山悟
12番	田中裕二	26番	坂平末雄
13番	佐藤清和	27番	森山元昭
14番	江口徹	28番	梶原健一

◎ 職務のため出席した議会事務局職員

議会事務局長 田代文男

次長 許斐博史

議事総務係長 林利恵

書記 宮嶋友之

議事調査係長 太田智広

書記 岩熊一昌

書記 山本恭平

◎ 説明のため出席した者

市長 齊藤守史

公営競技事業所長 井出洋史

副市長 田中秀哲

市民環境部次長 吉原文明

教育長 片峯誠

都市建設部次長 鬼丸力雄

上下水道事業管理者 梶原善充

会計管理者 安永明人

企画調整部長 森口幹男

保護課長 渡部淳二

総務部長 石田慎二

住宅政策課長 町野昌宏

財務部長 高木宏之

土木管理課長 白土信靖

経済部長 田中淳

市民環境部長 大草雅弘

こども・健康部長 森田雪

福祉部長 古川恵二

都市建設部長 菅成徹

上下水道局次長 中村武敏

教育部長 瓜生守

地域連携都市政策室長 久原美保

企画調整部情報化推進担当次長 大庭章司

議 長

副 議 長

署名議員 番

署名議員 番